

令和7年9月18日にあった県立広島病院医事課の回答から、平成26年当時県指導監査専門医山本先生が、当院の指導・審査の担当をしていたことが、この事件の真相であることが判る。厚生局で同様な指導の業務を担当する指導医療官は指導医療官の規約上兼務できないとのことである。県指導監査専門医の規約にはそれがない。県指導監査専門医を設置していることが確認できた3都道府県に電話で問い合わせた所、規約には兼務禁止の条項はないが、実際には兼務していないとの回答であった、

この件は平成29年から広島県への問い合わせを何度か行ってきた。最初の時点（県指導監査専門医が所属する広島県医療介護保険課）で、県指導監査専門医山本先生は国保審査委員も兼務しており、利益相反がなかったか調べてみるとの対応をすべきであったと考えています。

国保連合会への監督権（国民健康保険法第106条および第108条）を有する広島県国民健康保険課国保運営グループが対応すべき問題と思いますが、無回答（不作為）が続いています。